

### 保健センター

◆こころの健康講座

「統合失調症を正しく理解するため」  
病気とくすりの話  
統合失調症はとても身近な病気です。どのような病気なのか、接し方も含めて分かりやすく解説します。  
お気軽にご参加ください。  
日時 9月6日(金) 13時30分～16時

場所 鷺宮総合支所4階会議室  
対象 心の病気に関心のある方  
定員 80人(申込順)  
講師 佐藤聡さん(久喜すずきのき病院精神科医師)、田中滋子さん(同病院薬剤師)

申込開始 8月12日(月)

申込方法・問合せ 直接または電話で、各保健センター

(中央) ☎21・5354 / 菖蒲 ☎85・7021 / 栗橋 ☎52・5577 / 鷺宮 ☎58・8521)へ

### 高蒲保健センター

☎85・7021

◆待望のおやし講座第2弾  
「そととも、これが第二の青春だ！」

日時・場所 ①9月13日(金) 13時30分～15時30分 高蒲保健センター ②9月19日(木) 9時30分～13時 農業者トレーニングセンター ③9月

26日(木) 13時30分～15時30分 森下公民館 全3回

内容 ①済生会栗橋病院院長 補佐のおもしろ講話「オヤジ医師が本音で語る、ここだけの話」 ②栄養講話・調理実習「オヤジの自立応援～俺にだってできるぜ！ヘルシー料理」 ③運動指導「オヤジ体型改善プログラム～歩き方でオヤジが変わる！」

対象 おおむね40歳以上の市内在住の男性  
定員 16人(申込順)

※本講座と「おやし講座(栗橋保健センター)」の両方の参加はできません。

費用 無料

持物 ①筆記用具 ②エプロン、三角きん ③運動のできる服装、室内用運動靴、タオル、飲み物等

申込開始 8月12日(月)

申込方法 直接または電話で、高蒲保健センターへ

### 栗橋保健センター

☎52・5577

◆おやし講座 in 栗橋  
おやしの知識欲を満たし、健康になる講座です。

日程 ①9月11日(水) ②9月18日(水) 各13時30分～15時30分 全2回

場所 栗橋保健センター

内容 ①栄養講話・ミニ調理 「バランス栄養学」簡単野菜

メニューを作ってみよう」  
②運動指導「お腹きゅきゅつと引き締めエクササイズ」

対象 おおむね40歳以上の市内在住の男性  
定員 16人(申込順)

※本講座と「おやし講座(高蒲保健センター)」の両方の参加はできません。

費用 無料

持物 ①筆記用具、エプロン、三角きん ②運動のできる服装、タオル、飲み物等

申込開始 8月12日(月)

申込方法 直接または電話で、栗橋保健センターへ



### 相談

### 埼玉県住宅相談窓口

県では、住まいに関する相談窓口を設置しています。

日時 毎日(年末年始を除く)10時～19時

場所 埼玉県住宅供給公社「住まい相談プラザ」(JR大宮駅コンコース西口)

内容 リフォームやマンション管理、法律相談など住宅に関するさまざまな相談

費用 無料

相談方法 電話または面談

問合せ 住まい相談プラザ ☎048・658・3017

くらしの110番情報

30年前に買った土地を買いたい人がいると連絡が...  
原野商法の2次被害に注意！

### 相談事例

知らない業者から突然電話で「海外の人がお宅の所有している土地を欲しがっています。売却しませんか。まずは現地調査をしましょう。」と勧誘された。確かに30年前に北海道の土地を購入し、そのままになっている。後日、業者が説明に来て土地の調査委託契約を申し込み30万円を支払ったが、信用できるか。(70歳代女性)

### アドバイス

①原野は本来転売が難しいものです。それなのに「欲しい人がいる」などと勧誘するのは、測量・調査費用などの名目で料金を請求することが目的と考えられます。

②このような勧誘があった場合、すぐに契約せず、周囲に相談したり、現地の自治体に課税評価額を確認するなど土地の状況を調べて、慎重に判断しましょう。

③訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書面を受領した日から8日を経過するまでの期間であればクーリング・オフができます。

困ったときは次の窓口へ  
県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999

※月々金曜日9時30分～16時 市消費生活相談室 23ページの無料相談をご覧ください。

問合せ 生活安全課市民生活・青少年係(内線2633)

### ポイント

1980年代に、山奥の原野など、ほとんど価値のない土地を「将来値上がりする」と虚偽の説明を行って言葉巧みに売りつける「原野商法」の被害が相次ぎました。遠方の土地が多いため、現地確認をせずに業者の説明を信じて購入したものと思われれます。

最近、この原野商法で土地を購入した人に対し、買い手が見つかったとして「除草」 「土地区画の測量、整地」などの名目で料金を支払わせるという2次被害が多くなっています。背景には、日本の水源や山林を外国人が買い求